

(別紙)

「果樹型トレーニングファームの全国調査及び全国プラットフォームの構築事業」の仕様書

1. 検討会議の開催等

- (1) 果樹型トレーニングファームの全国調査及び全国プラットフォームの構築事業実施要領(以下「実施要領」という)の事業目的を達成するため、実施要領3に基づき事業実施を受託した者(以下「事業受託者」という。)は、中央果実協会主催の、農林水産省果樹・茶グループ担当官も入った検討会議に出席し、事業受託者が事業の進捗に合わせて、以下の内容を説明し検討を行う。
 - ① 果樹型トレーニングファームの全国実態調査の実施に先立って、果樹型トレーニングファームの定義と調査対象者を明確にして、全国の実態を把握する具体的な方法(他機関との連携協力体制を含む)、実施期間を示す(事業開始時、目途:9月上旬)
 - ② 全国事例の収集・分析に先立って、収集・分析の方法、資料化の方法を示す(目途:12月初旬)
 - ③ 全国プラットフォームの構築については、ア)基本設計、イ)全国実態調査結果及び全国事例の収集・分析の資料の表示方法を示す(目途:ア)9月、イ)12月)
- (2) 検討結果について、事業受託者は事業実施に反映する。

2. 果樹型トレーニングファームの全国実態調査及び全国事例の収集・分析

- (1) 実施要領2(1)及び(2)の調査・分析は、本事業の根幹であることから事業受託者自らが実施することとし、外部に調査・分析の一部または全部(4(2)のウェブサイトへの掲載を除く)を委託しないものとする。
- (2) 後継者・担い手育成に係る全国の実態調査であることから、全国農業会議所等と密接な連携の下、そのネットワークを活用して実施する。

3. 全国プラットフォームの構築

- (1) 実施要領2(3)の全国プラットフォームの構築に利用するシステムは、原則としてオープンソースのもの(システムの利用が解放され、プログラム著作権等の利用料金が発生しないもの)を用いる。
- (2) 全国プラットフォームの情報更新等に際して、事業受託者等に委託せずとも自分たちでできるように簡易なものとなるよう設計する。
- (3) 上記(1)～(2)の条件に合致するよう、全国プラットフォームの設計及び調査・分析結果の反映については事業受託者が行うこととし、プログラミング等については外部委託することができるものとする。
- (4) 外部委託をする場合には、応募書に具体的な委託内容と委託先を明記し、外部委託金額は総事業費の2分の1以内とする。

4. 事業成果物の提出

- (1) 実施要領5(1)の情報(資料)の取りまとめは、一般に広く使用されているソフト(例:文書作成;ワード、表計算;エクセル等)を用いることとし、委託者に予め了解を得たソフトを使用する。
- (2) 実施要領5(1)の情報(資料)のウェブサイトへの掲載は、委託者の指定する方法で行うこととする。
- (3) 実施要領5(2)の全国プラットフォームシステムの動作確認は、委託者に使用マニュアルを示しながらパソコン上で行う。委託者が画面デザインや操作性に対して意見を述べ、その意見が反映できるよう、試作段階から行うこととする。
- (4) 実施要領5(2)の全国プラットフォームシステムの運用操作の実演は、中央果実協会のウェブ

サイト(<https://www.japanfruit.jp/>) 上で行うこととする。実演のために必要なプログラム及び電子情報のホームページへの掲載は、委託者と相談の上、事業受託者が必要な作業を行う。

(5) 事業成果物の著作権及びプログラム著作権は、中央果実協会に帰属するものとする。